

第二管区海上保安本部公示第 17 号

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 5 年 7 月 24 日

第二管区海上保安本部長

山 戸 義 勝（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

青森県上北地域県民局地域整備部むつ小川原港管理所

青森県上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎 521-2

2 水路測量を実施する区域及び期間

イ 区 域 むつ小川原港（付図に示すとおり）

ロ 期 間 令和 5 年 7 月 28 日から

令和 5 年 11 月 30 日までの内 3 日間

3 水路測量の実施方法

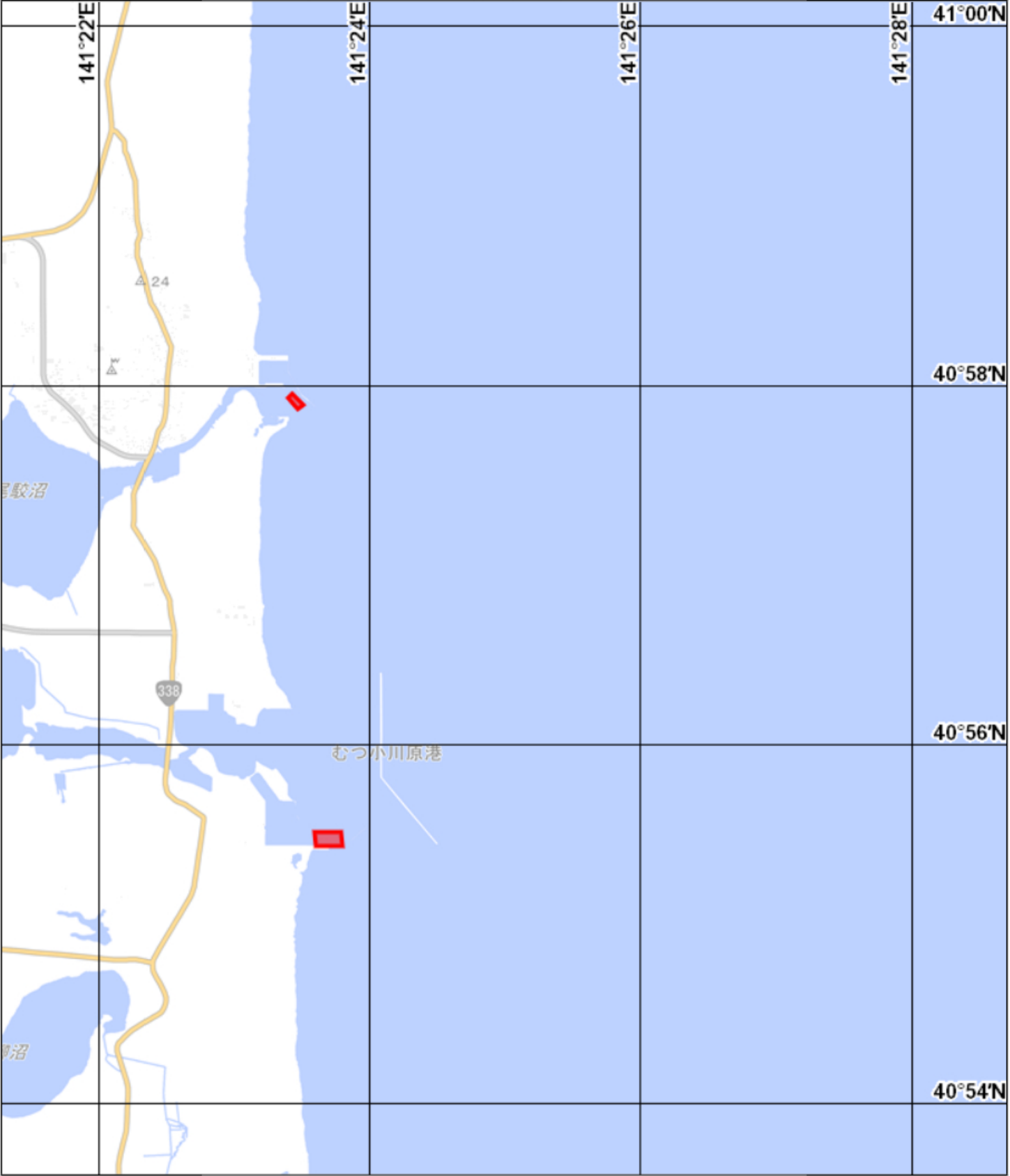
G P S による測位及び音響測深機による測深

4 航行船舶に対する安全措置

イ 測量船は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第 6 条に定める標識を掲揚

ロ 二管区水路通報第 29 号（令和 5 年 7 月 28 日発行）により周知

調査区域（むつ小川原港）



経緯度線